

肝がんや重度肝硬変の 患者さんの支援のため

指定医療機関

になっていただくようお願いします。

⑤肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業では、
研究（※1）への参加に同意した患者さんが、
指定医療機関（※2）に入院した場合の医療費を助成しています（※3）。

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院患者を対象に、臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制に繋がるガイドラインの作成などを旨とする厚生労働省の研究です。

※2 指定医療機関は、県が指定します。肝がん・重度肝硬変の患者さんに適切に入院医療を行うことができれば、指定医療機関になれます。

※3 高額療養費算定基準額を超えた入院が、過去12月中に既に3月以上となる場合に、4月目以降の入院での基準額と1万円（患者さんの自己負担額）の差額を公費で負担します。

指定医療機関になった場合 に行っていただきたいこと

入院記録票の記載

（患者さんの入院のときに行ってください。
最初の入院のときは入院記録票の配布もお願いします。）

患者さんへの制度の案内

（県が作成したリーフレットを活用してください。）

臨床調査個人票の作成

（臨床調査個人票は、診断書に類した内容の書類です。）

公費負担医療の請求

等

厚生労働省ホームページの「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」から、事業の詳細を確認することができます。



指定医療機関になるには、指定申請書の提出が必要です。

問い合わせ先：秋田県保健・疾病対策課
018-860-1424